

社会福祉法人岡崎市福祉事業団の役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡崎市福祉事業団（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、この法人の定款で定めた評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員及び理事長が必要と定めた委員のことをいう。

(支給要件)

第3条 この法人の職員及び岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年岡崎市条例第32号）第2条の規定により派遣された職員を兼ね社会福祉法人岡崎市福祉事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）に定められた職員給与を受給している役員等に対しては、この規程に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の支給)

第4条 役員等がその職務に従事したときに支給する報酬額は、別表に定めるところによる。

2 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として社会福祉法人岡崎市福祉事業団の旅費に関する取扱要綱に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 理事長 この法人の職員の例により支給する。

(2) 理事長以外の役員等 その職務に従事した都度、支給するものとする。

2 費用弁償は、職務のため旅行した都度、支給するものとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(理事及び監事の報酬)

第7条 理事及び監事に対して、各年度の総額が次に掲げる金額を超えない

範囲で、この規定に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(1) 理事 6, 500, 000円

(2) 監事 500, 000円

(公表)

第8条 この法人は、この規定を、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(変更)

第9条 この規定を変更しようとするときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(補足)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、1988年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、1991年4月5日から施行し、1991年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1996年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2001年6月1日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則
この規程は、2003年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2006年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、2008年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。